

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1

2025年4月：出生後休業支援給付金・育児短時間就業給付金が創設



施行日：2025年4月1日

法案☐ 成立済☒ 施行済☐

雇用保険法

雇用保険法が改正され、2025年4月1日より新たに出生後休業支援給付金、育児短時間就業給付金が施行される。背景には、男性の育児休業取得率が依然として女性と比べて低い実態や、世間におけるさらなる子育て支援の動向がある。

いずれの給付金も、申請が遅れると不支給や給付遅延となり得る。また、出生後休業支援給付金については、その創設によって男性社員の育休取得増が見込まれるため、人事担当者の事務負担増が想定される。なお、申請手続きは原則として従来の育児休業と同時であるものの、申請者や配偶者の状況によって新たな添付書類が求められる。その際、申請時に「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当するかどうかを問われる場合がある。管理体制に問題がある場合には、自社社員の配偶者が育休申請したことを契機に、労務監査や行政指導に至る恐れがある。

【厚生労働省／育児休業等給付の内容と支給申請手続】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001461102.pdf>

2

フリーランス新法



施行日：2024年11月1日

法案☐ 成立済☐ 施行済☒

フリーランス新法

2024年11月より、フリーランス新法が施行された。この法律は、フリーランスという働き方が普及すると同時に、その契約のあり方や労働者性を問うといった問題が発生していることを受け、その就業環境を整備し取引を適正化する目的で制定されたものである。

フリーランスへの発注内容や管理体制の不備など、発注事業者の義務が十分に履行されていない場合、公正取引委員会等による助言、指導、立入検査、勧告、公表、命令の対象になる。なお、命令等に従わない場合には、50万円以下の罰金が科せられることになる。

また、フリーランスの働き方に労働基準法の定める労働者性が認められた場合、最長10年の懲役または最大300万円以下の罰金刑、未払残業代および利息の支払い、その対応のための時間的コスト等が生じる恐れがある。

【厚生労働省／フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001261528.pdf>

【厚生労働省労働基準局／労働基準法における労働者性判断に係る参考資料集】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001462701.pdf>

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。